

第4章 人と自然が共生するまち

第1節 自然を大切にし、やすらぎと潤いのあるまちをつくります

自然は、やすらぎや潤いを与えるばかりではなく、私たちに多大な恩恵を与えています。このような自然を大切にし、次世代へ引き継ぐため、自然環境の保全や創造・再生に取り組み環境にやさしいまちをつくります。

- (1)人と自然が共生するまちをつくるために
- (2)緑豊かなまちをつくるために
- (3)親しみのある水辺空間を創造するために

現況と課題

(自然)

身近な自然は、快適で潤いのある生活環境を形成し、人に安らぎを与えるだけでなく、生物の多様性の確保や地球規模の環境問題への理解を深めるうえでも重要なものです。

本市では、急速な都市化に伴い、田園や山林などの宅地化が進みましたが、歴史や文化と深く関連する市街地の黒松や斜面林、広大な梨畑、江戸川等の水辺、東京湾の海辺などに貴重な自然が残され、その一部が公園、市民の森、親しみのある水辺として保全されてきました。

一方、都市の中の自然として重要な公園や緑地の状況を見ると、本市の市民1人あたりの都市公園面積は2.68㎡(平成12年3月末)で、全国平均の7.3㎡や国が定める基準面積10.0㎡を大きく下回っており、小規模で身近な*街区公園が多く、一部では老朽化も進んでいるため、施設の充実が求められています。

今後は、地域の特性に応じて、貴重な自然を保全するとともに、親しみのある魅力的な自然環境を積極的に創出、再生していくことが求められます。

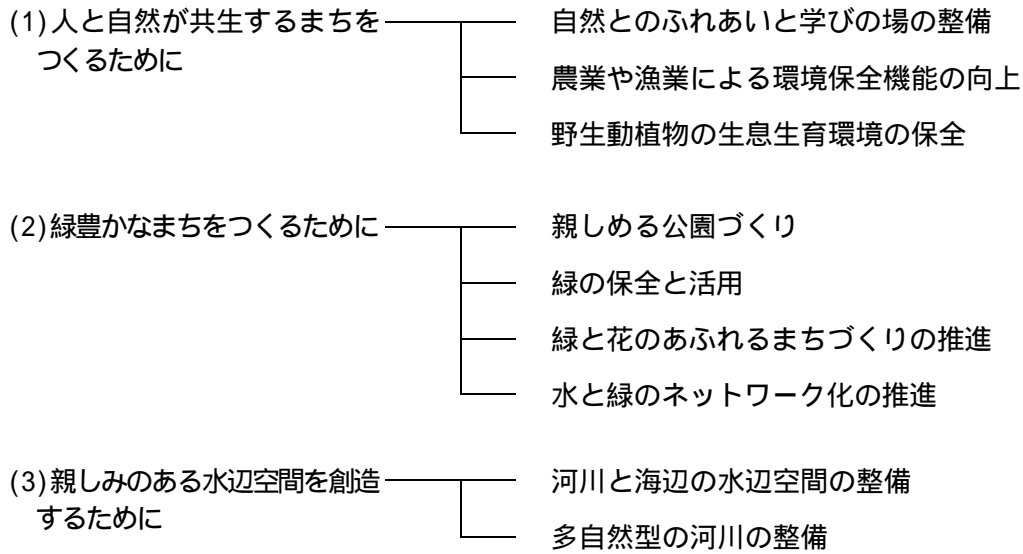
また、自然とふれあい、学ぶことができる場と機会づくりを推進することが必要となっています。さらに、公園の整備や緑地の保全、活用とともに、水と緑のネットワーク化を図り、やすらぎと潤い、憩いに満ちた都市環境を創出することが求められます。

基本方針

本市の北部に残された貴重な自然を保全するとともに、失われた自然の再生や創造を図り、市民共有の財産として次世代へ継承します。また、自然を大切にすることを醸成するため、市民が身近に自然とふれあえる環境づくりを進めます。

公園や緑地など都市の緑を維持、活用、創造するとともに、江戸川を中心とした河川・水路の水辺の環境整備を図り、これらを有機的に結ぶネットワークをつくりだします。

施策の体系



施策の概要

(1) 人と自然が共生するまちをつくるために

自然とのふれあいと学びの場の整備

市民が身近に自然とふれあい、自然を学ぶことのできる場の創造と機会づくりを進め、併せて、自然環境保全に関する市民活動を推進するための支援と人材の育成を推進します。

また、自然環境の現象や自然に関する様々な活動について、その情報のネットワーク化を図り、市民に提供します。

農業や漁業による環境保全機能の向上

自然の中で営まれる農業は、緑地機能、保水機能、生態系などを守ることに寄与できることから、農業や漁業活動による環境保全機能を活かしたまちづくりを進めます。

野生動植物の生息生育環境の保全

都市における生物の多様性を確保するため、動植物の生息生育状況を的確に把握し、その生息生育環境の保全に努めます。

(2) 緑豊かなまちをつくるために

親しめる公園づくり

地域住民の憩いの場やコミュニティ活動の場となる公園を多様な手法により整備を進めます。また、住民参加による公園の再整備計画の策定や公園の維持管理体制を進めるとともに、地域の特色を活かしながら、高齢化の進む社会変化などにも対応した公園の整備を進めます。

緑の保全と活用

緑を保全するため、市街地の黒松や巨木、古木などを保護・保全します。また、まとまった樹林地については、公有地化のほか、借地、協定その他の手法により保全を図り、併せて、適正な管理と整備により活用を図ります。さらに、*風致地区における風致と美観を維持します。*生産

緑地地区や*農業振興地域の農地の保全及び市民農園の整備を進めます。

緑と花のあふれるまちづくりの推進

市民参加による緑と花のまちづくりを推進するため、公共公益施設等の緑化を進めるとともに、市民活動への支援や活動に関わる人材の育成を図ります。併せて、*緑の基金を活用した普及啓発活動を拡充します。

水と緑のネットワーク化の推進

水辺と緑の拠点を有機的にネットワークさせるため、緑道や遊歩道、河川空間の緑化、サイクリングロード等の整備を推進します。また、県が計画している葛南広域公園の事業化の促進を図るとともに、市川二期地区計画における海浜部の公園について、広域的な利用を考慮した計画を策定します。

(3) 親しみのある水辺空間を創造するために

河川と海辺の水辺空間の整備

貴重な水辺の自然の再生を進めるとともに、江戸川や東京湾の水辺について、多くの市民が身近に自然とふれあえる場を確保し、楽しめる水辺空間として整備を進めます。

多自然型の河川の整備

河川空間が水と緑と人のふれあいの場や、市民の身近な憩いとやすらぎの場となるよう、生態系に配慮した自然豊かな水辺づくりとして、多自然型の河川整備を進めます。

主要事業

主要事業名	事業の概要
江戸川活用総合計画事業	江戸川の水辺空間を利用した、「市民がやすらぎやうるおいを感じる川」としての機能を引出し、また、防災拠点としての活用を図るなど総合的な計画事業を進めます。
水辺プラザ整備事業	大柏川調節池を、自然環境創造型の水辺空間施設として整備を図ります。
葛南ふれあいモデル地区整備事業	千葉県が事業主体となり行う事業で、市川市・船橋市にまたがる大規模な都市公園の整備を図ります。
緑地保全事業	良好な樹林地の永続的な保全を図るため、都市計画決定された緑地を中心に公有地化を進めます。
自然環境保全再生指針策定事業	市川市の自然環境について、地象、気象、動物、植物、環境指標生物、稀少種等の面から定性的、定量的な調査を実施し、調査結果を公表します。併せて、自然環境保全再生指針の策定を行います。

第2節 環境への負荷の少ないまちをつくります

これまでの環境問題は一定地域の公害問題でしたが、現在は、環境汚染や環境破壊として、時間や地域を越え、地球規模で影響を及ぼしています。エネルギーの消費の増大、地球の温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境問題を解決するには、私たち一人ひとりの行動が重要です。地球環境の保全に向けて、様々な施策を推進し、環境への負荷の少ないまちをつくります。

- (1)地球環境問題を地域で取り組むために
- (2)環境に関する学習や活動を推進するために
- (3)快適な環境を保全するために

現況と課題

(環境)

今日、深刻な環境問題は、自動車排出ガスによる大気汚染や生活排水による河川や湖沼の水質汚濁、ダイオキシン類や*環境ホルモン等の化学物質による汚染、廃棄物の処理問題等の都市生活公害から、地球温暖化やオゾン層の破壊等の地球環境問題まで、日常生活や事業活動による環境への負荷によって生じています。

本市においては、法律や条例の規制に加えて、公害防止協定の締結などによる排出抑制の強化や生活排水による河川の水質汚濁防止のために「*みずアドバイザー制度」を設けるなど、様々な環境保全施策を積極的に進めてきました。

また、新たな地球環境問題への施策などを総合的かつ計画的に進めていくため、平成10年度(1998年度)に「市川市環境基本条例」を制定し、同条例に基づき平成11年度(1999年度)には、「市川市環境基本計画」を策定しました。

今後は、健全でよりよい生活環境を創造し保全するために、市民一人ひとりが、自らの課題を認識し、地域での環境保全活動への取り組みを通じて、環境への負荷の少ない社会を構築することが重要な課題です。

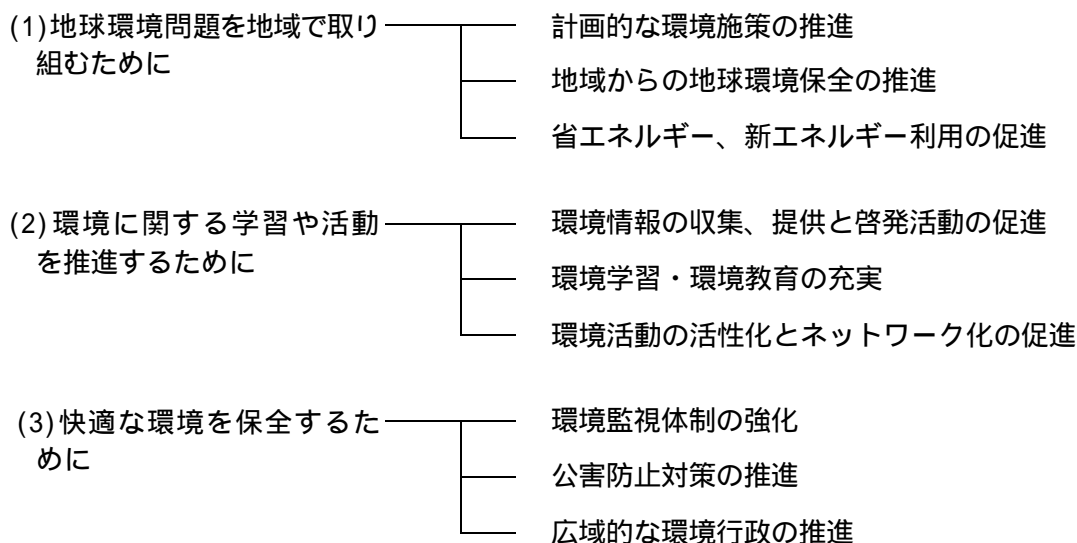
基本方針

環境基本計画に基づき、公害の防止に努めるとともに、地球温暖化防止対策のため、省エネルギーと*新エネルギーの活用を推進します。

市民、事業者、行政が一体となって環境の保全及び創造に取り組むため、環境に関する情報の収集・提供を進めます。さらに、市民や事業者、民間団体などが自ら行う環境の保全及び創造に関する取り組みを積極的に支援します。

また、公害や新たな有害化学物質から市民の生命と健康を守り、安全で住み良いまちをつくるため、環境監視や指導体制の充実を図り、環境への負荷の少ない、地球にやさしいまちづくりを地域から進めます。

施策の体系



施策の概要

(1) 地球環境問題を地域で取り組むために

計画的な環境施策の推進

環境基本計画に基づき、率先行動計画、市民行動計画などを策定し、市民、事業者、行政が一体となって総合的に取り組み、環境負荷の少ない持続的発展の可能な社会づくりを進めます。

地域からの地球環境保全の推進

地域からの地球環境保全を推進するため、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量の削減、オゾン層を破壊するフロン類の排出の抑制、酸性雨の原因及び関連物質の放出の抑制を図ります。

省エネルギー、新エネルギー利用の促進

エネルギー消費の抑制意識を高揚し、省エネルギーを促進するとともに、新エネルギービジョンに基づき、*新エネルギーの積極的な活用を推進します。また、健全な水循環の確保のため、雨水の活用や雨水浸透ますの設置、普及などを進めます。

(2) 環境に関する学習や活動を推進するために

環境情報の収集、提供と啓発活動の促進

環境問題関連施策の情報収集と、「市の広報」、「市川市の環境」、「いちかわ環境ニュース」、「インターネット」、「環境情報システム」などを通じた情報提供に努め、市民や事業者、民間団体等の啓発を図ります。

環境学習・環境教育の充実

家庭、地域、学校、企業などあらゆる場において、環境について学ぶ機会の充実を図るとともに、適切でわかりやすい教材を整備するなど、環境保全に関する知識の普及、啓発を図ります。

環境活動の活性化とネットワーク化の促進

市民や事業者及び民間団体、ボランティア等が自発的に行う活動を促進するため、様々な助成や情報提供、指導、助言等の支援を積極的に行います。また、これらの活動団体相互の情報交換や広域的な活動を活発化するため、ネットワーク化を促進します。

(3) 快適な環境を保全するために

環境監視体制の強化

大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、土壌汚染、地下水汚染等を未然に防止するため、監視体制と各種環境測定機器の整備、充実を図ります。また、その結果を情報通信システムなどを利用して公開します。さらに、環境へ著しい影響を及ぼす事業等については、*環境影響評価制度の導入を図ります。

公害防止対策の推進

大気汚染物質の排出抑制、水質汚濁の防止に努めるとともに、騒音、振動、悪臭の発生源に対する指導を行うほか、新規規制物質等の分析調査にも迅速に対応するために体制を整備し、公害防止対策を推進します。

広域的な環境行政の推進

国や千葉県をはじめ近隣自治体と連携し、広域的な環境課題に対する取り組みを推進します。

主要事業

主要事業名	事業の概要
ISO14001 推進事業	市役所が一事業者としての立場から、環境への負荷の低減を行うため、*ISO14001 の認証を取得します。 そして、市民・事業者の環境に配慮した行動を誘導していきます。
省エネルギー・新エネルギー対策促進事業	地球温暖化防止対策の一環として、省エネルギーのための活動を推進していくとともに、新エネルギービジョンに基づく施策を推進していきます。
環境学習推進事業	市民一人ひとりが環境との関わりを理解し、環境に配慮した行動をとることができるように様々な施策で環境学習を推進します。 また、拠点となる環境学習センターを整備します。
自動車排出ガス対策事業	ディーゼル微小粒子を含めた*SPM対策の率行的行動として、公用車からの排出量削減を図るため、購入年度の古いディーゼル車の廃止、低公害車への転換、*DPF装置の装着などを実施するとともに市内事業者に対しても啓発を図っていきます。
化学物質等対策事業	有害大気汚染物質・ダイオキシン類、外因性内分泌かく乱物質(*環境ホルモン) について、調査し対策を進めます。

第3節 廃棄物の発生を抑制し資源循環型のまちをつくります

現在の豊かな生活は、廃棄物の量的な増大や質的な変化をもたらし、地球環境への負荷を高めています。大量生産、大量消費、大量廃棄の仕組みの見直しをするとともに、市民、事業者、行政の役割分担により、ごみの減量化や再資源化を推進し、資源循環型社会の構築を目指します。

- 〔 (1)資源循環型社会構築のために
- 〔 (2)廃棄物処理体制の充実のために

現況と課題

(廃棄物)

本市のごみの排出量は、経済活動の進展やライフスタイルの変化により年々増加しており、平成11年度(1999年度)には年間17万5,000トンに達しています。しかし、そのうち資源ごみとして再利用された量は約11.1%にすぎません。現在、市では可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみ、ビン・カン、有害ごみの5分別収集を行っており、家庭ごみの指定袋制、大型ごみ収集の有料化も実施しています。また、牛乳パックとペットボトルの拠点回収を実施しており、自治会、子供会などの団体においても集団資源回収が広く行われています。

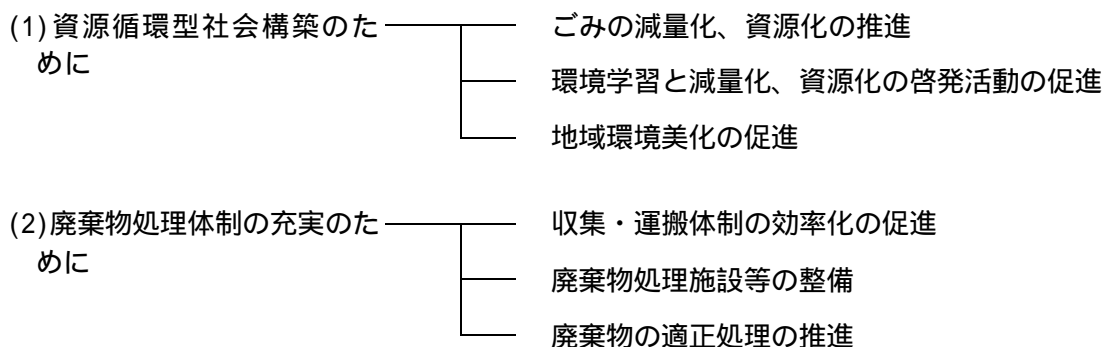
本市では平成6年度(1994年度)にクリーンセンターを建替え、また、資源循環型社会構築の啓発施設として、平成7年度(1995年度)に不用品の再利用を目的とするリサイクルプラザを開設し、平成11年度(1999年度)からはその販売収益を社会福祉事業に役立てています。一方で、中間処理によって生じた焼却灰や不燃物の最終処分については、市外の最終処分場に依存せざるを得ない状況となっています。し尿処理については、下水道未整備区域において、生活雑排水とし尿を処理する合併処理浄化槽の設置の促進を図るとともに、平成12年度(2000年度)に稼働した新衛生処理場の維持管理に努めています。

今後の課題として、本市は、市外の最終処分場に依存していることから、最終処分を限りなくゼロに近づける*ゼロ・エミッションの実現を目指すため、ごみの発生を抑制し、積極的な再資源化を進める取り組みが急務となっています。

基本方針

資源循環型社会の構築を目指して、市民、事業者、行政が一体となって、ごみの分別の細分化で減量化を図るとともに、資源の有効利用、再利用を積極的に推進します。また、事業系のごみについては、事業者の自己処理責任のもと適正処理を促進します。さらに、クリーンセンター、新衛生処理場の適切な維持管理を行います。

施策の体系



施策の概要

(1) 資源循環型社会構築のために

ごみの減量化、資源化の推進

市民、事業者、行政が一体となり廃棄物の抑制(リデュース)を図るとともに、使用済みの製品の再使用(リユース)や回収された製品を原材料などにする再利用(リサイクル)を進めます。

環境学習と減量化、資源化の啓発活動の促進

学校や生涯学習講座等での環境学習、各種イベント、市民・事業者への説明など、あらゆる機会を通じてごみの減量化、資源化の啓発を行い、市民意識の高揚を図ります。

地域環境美化の促進

廃棄物減量等推進員(クリーンパートナー)や自治会等を通じて、市民参加による地域ぐるみの自主的な清掃活動を推進し、地域環境美化の促進に努めます。また、不法投棄防止のため、意識啓発や土地所有者への指導、パトロールの実施等を行います。

(2) 廃棄物処理体制の充実のために

収集・運搬体制の効率化の促進

容器包装リサイクル法への本格的な対応や資源化の促進に伴う分別の細分化に対応するため、中長期的なごみ処理体制を整備するとともに、収集運搬の効率化を図ります。

廃棄物処理施設等の整備

廃棄物の再資源化を効率的に行うための資源化センターなどの整備を図ります。また、クリーンセンターのごみ焼却から生じる熱を利用した、市民に親しまれる施設の整備を図ります。廃棄物の最終処分については、焼却灰の有効利用による減量に努めるとともに、新たな処理技術を導入した次期クリーンセンターの建替え計画を策定します。

廃棄物の適正処理の推進

クリーンセンター、新衛生処理場については、機能維持を図り、周辺の環境に配慮した施設として適切に管理運営していきます。また、クリーンセンターでは、認証取得した*ISO14001に基づきダイオキシン類の排出抑制等を行うとともに、環境目的・目標を設定し、継続的に環境負荷の低減を図ります。

主要事業

主要事業名	事業の概要
リサイクル推進事業	徹底した分別収集により廃棄物から資源物を回収し、資源化の促進を図ります。
資源化センター建設事業	収集した資源物を一元的、効率的に処理するため、クリーンセンター隣接地に新たな用地を取得し、施設を整備します。
次期クリーンセンター建設計画策定事業	稼動中のクリーンセンターに代わる次期処理施設の整備を含め総合的な施設計画を検討します。